

消防団員募集中

地域を守る力、その一人に。

火災や自然災害から地域を守る消防団。消防団員は、普段それぞれ仕事をしながら、災害時に地域の安全を守る非常勤特別職の地方公務員です。国見町では現在、「基本団員」と「機能別団員」を募集しています。地域の安全と安心を守るため、あなたの力が必要です。



基本団員



地域防災の中心となり、消防団活動全般に参加します

活動内容

- ・火災時の消火活動
- ・地震や台風など災害時の対応
- ・防災訓練や操法訓練
- ・地域の防火活動

地域の防災力を高めるため、日頃から訓練や地域活動に取り組みます。

入団資格

- ・18歳以上65歳未満の方
- ・町内在住もしくは町内に勤務地を有する方

機能別団員



火災時などに限定した活動で地域防災に参加します

活動内容

団員数の減少や日中の火災対応力の低下に備え、退職消防団員を対象とした「機能別団員制度」を導入しました。

- ・火災発生時の初期消火活動
- ・大規模災害時の後方支援
- ・避難誘導などの災害対応

日常の団活動や行事参加は原則なく、無理のない範囲での活動ができます。

入団資格

- ・基本団員を5年以上活動したことがある75歳未満の方
- ・町内在住もしくは町内に勤務地を有する方

待遇など

①報酬

- ・年額報酬（基本団員のみ）／36,500円（団員の場合）※階級により変動します
- ・出勤報酬／4時間まで4千円、8時間まで8千円、8時間以上1時間につき1千円

②退職報償金

5年以上で、在職年数や階級に応じて退職報償金が支給されます。（在職5年以上10年未満の場合、20万円）

③定期点検などイベントの出勤報酬

1回1,300円（基本団員のみ）

④公務災害補償

活動中に負傷した場合には補償制度があります。

⑤活動服等の貸与

消防団として活動するための活動服等が貸与されます。

入団するには…

- ①地元消防団もしくは住民防災課危機管理係に連絡
- ②消防団員から説明
- ③入団手続き



【お問い合わせ】

住民防災課危機管理係 ☎ 585-2158

詳しくはこちら（国見町HP）⇒



お知らせ

令和8年度 納税通知書の発送日

税目	発送予定日
固定資産税	令和8年4月10日
軽自動車税	令和8年5月12日
個人町県民税（特別徴収） ※勤務先事業所経由	令和8年5月13日
個人町県民税（普通徴収）	令和8年6月12日

自動車税種別割の 納期限は6月1日

令和8年度の自動車税種別割納税通知書は5月8日に発送しますので、納期限までの納付をお願いします。なお、届くまで10日程度要する場合があります。※自動車税種別割は、4月1日午前0時現在で車検証に記載された所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。

【自動車税全般に関すること】
福島県東北地方振興局税務課第二課自動車税チーム
☎ 521-2702

軽自動車税納税証明書 （継続検査用）の廃止

令和5年1月から三輪・四輪の軽自動車の車検時の軽自動車税の納税確認が電子化（軽JNK S）され、また、令和7年4月からは二輪の小型自動車の納税確認も電子化（軽JNK S）されたことから、車検時の納税証明書の提示が原則不要になります。

山菜類出荷にご注意を

原則不要に伴い、これまで車検対象車両の軽自動車税を口座振替により納税された方に、6月中旬ごろ郵送してまいりました「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」の郵送を、令和8年度より廃止します。ただし、納税後、その情報が電子化（軽JNK S）されるまでには数日から数週間かかりますので、その間に車検を受ける場合にはお手数でも税務課にて納税証明書（無料）の取得をお願いします。

税務課課税係
☎ 585-2778

国民年金保険料学生納付 特例制度



▲福島県HP

うは野生のものに限る
また、これ以外の野生山菜類を出荷する際は、県のモニタリング検査が必要な場合があります。詳しい内容は、県ホームページをご確認ください。
福島県東北農林事務所森林業部林業課
☎ 521-2632

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入することが義務付けられています。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればあとから納めること（追納）ができるため、社会人になってから追納す

ると、将来受け取る年金額に反映することができず。【申請は毎年必要です】
令和8年度の学生納付特例の申請は4月から受付開始となります。左記の必要なものをご持参のうえ、ほけん課国保係で手続きしてください。
▼必要なもの 基礎年金番号の分かるもの（基礎年金番号通知書等）、学生証の写しまたは在学証明書
▼その他 令和7年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、令和8年度も引き続き在学予定の方には、日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が4月に送付されますので、必要事項を記入し返送してください。
また、令和8年度は学生納付特例を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますので、お手数ですがお近くの年金事務所に連絡ください。
東北福島年金事務所
☎ 535-0141
国ほけん課国保係
☎ 585-2785